

令和 2 年 第 1 回  
組合議会定例会会議録

開会 令和 2 年 3 月 2 7 日  
閉会 令和 2 年 3 月 2 7 日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和2年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 招集年月日 令和2年3月27日
- 招集の場所 常総地方広域市町村圏事務組合事務棟・二階第一会議室
- 開会（開議） 午後3時33分
- 応招議員（12名）

1番 中村博美君	2番 坂巻文夫君
3番 中村安雄君	4番 関戸勇君
5番 入江洋一君	6番 赤羽直一君
7番 高梨隆君	8番 長谷川信市君
9番 伯耆田富夫君	10番 岡本昌弘君
11番 直井誠巳君	12番 豊島葵君
- 出席議員（12名）

1番 中村博美君	2番 坂巻文夫君
3番 中村安雄君	4番 関戸勇君
5番 入江洋一君	6番 赤羽直一君
7番 高梨隆君	8番 長谷川信市君
9番 伯耆田富夫君	10番 岡本昌弘君
11番 直井誠巳君	12番 豊島葵君
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸修久君
副管理者	藤井信吾君
副管理者	神達岳志君
副管理者	小田川浩君
事務局長	岡田宏美君
消防長	石塚敦君
消防次長	岡野智行君
管理課長	瀬崎香代君
環境センター所長	稲川光一君
施設課長	樋口博君
管理課長補佐	浜野猛君
管理課長補佐	酒井義男君
環境センター所長補佐	野口貴洋君
施設課長補佐	瀬尾匡央君
- 職務のため出席した者  
枝川 温、池田 聡 史

## 議 事 日 程

日程第 1	議席の指定	
日程第 2	選挙第 1 号	常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について
日程第 3	会議録署名議員の指名について	
日程第 4	会期の決定について	
日程第 5	管理者報告	
日程第 6	議案第 1 号	常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 2 号	常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 3 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 9	議案第 4 号	令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 4 号）について
日程第 1 0	議案第 5 号	令和 2 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について
日程第 1 1	議案第 6 号	常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 1 2	陳情第 1 号	常総運動公園室内温水プール使用料改善についての陳情

---

開 会 午後 3 時 3 3 分

---

○議長（中村安雄君）本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。第 1 回組合定例会の冒頭にあたり、去る 3 月 22 日にご逝去されました松丸管理者の御母堂様の御霊に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。

開会に先立ちまして、取手市、守谷市、つくばみらい市におきまして組合議員の選挙がありましたので、ご報告申し上げます。

取手市議会で組合議員の選挙が行われ、2 月 17 日付けで赤羽直一君、入江洋一君、関戸勇君が当選されました。赤羽君、入江君は再任となります。関戸勇君は、当選 3 回で、取手市議会におきましては、総務文教常任委員、議会運営委員を歴任されております。

続いて守谷市議会で組合議員の選挙が行われ、3 月 2 日付けで伯耆田富夫君、長谷川信市君、高梨隆君が当選されました。伯耆田君、長谷川君は再任となります。高梨隆君は当選 3 回で、守谷市議会におきましては、スポーツ推進特別委員会副委員長、総務教育常任委員会副委員長などを歴任されております。

続きまして、つくばみらい市議会で組合議員の選挙が行われ 3 月 2 日付けで、豊島葵君、直井誠巳君、岡本昌弘君が当選されました。豊島君は再任となります。直井誠巳君は、当選 6 回で、つくばみらい市議会におきましては、市議会議長、教育民生常任委員長などを歴任されております。岡本昌弘君は当選 1 回で、現在、経済常任委員、議会広報特別委員を務めております。

それでは、新たに組合議員となられました皆様より、ご挨拶をお願いいたします。関戸勇

君。

○4番（関戸勇君）取手市から選出されました関戸勇です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）高梨隆君。

○7番（高梨隆君）守谷市から選出されました高梨隆です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）岡本昌弘君。

○10番（岡本昌弘君）つくばみらい市の岡本昌弘です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）直井誠巳君。

○11番（直井誠巳君）はい。只今、議長の方からご案内いただきました、つくばみらい市の直井と申します。常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の1人として選ばれた訳ですが、私なりに頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）皆様には、組合議会の運営について、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。よって、令和2年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会は、成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、管理課長、環境センター所長、施設課長、管理課長補佐、環境センター所長補佐、施設課長補佐、以上の者です。

これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 議席の指定

○議長（中村安雄君）日程第1 議席の指定を行います。

議席は、ただいま、ご着席のとおり指定いたします。

---

#### 日程第2 選挙第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について

○議長（中村安雄君）日程第2 選挙第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に豊島 葵君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました豊島 葵君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。

よって、豊島 葵君が副議長に当選されました。当選されました豊島葵君が議場におられますので、会議規則第19条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、当選人の豊島 葵君より、当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○副議長(豊島葵君) つくばみらい市の豊島です。議長並びに皆様から指名をいただきまして、引き続き副議長の大役を仰せつかりました。常総広域では、ごみの減量化、最終処分場の整備、消防署の再配置、それから災害も増えておりますので、副議長として補佐し組合の発展のために頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(中村安雄君) 以上で、副議長の選挙を終わります。

---

### 日程第3 会議録署名議員の指名について

○議長(中村安雄君) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第42条の規定により、6番 赤羽直一君、8番 長谷川信市君を指名いたします。

---

### 日程第4 会期の決定について

○議長(中村安雄君) 日程第4 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。  
よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 

## 日程第5 管理者報告

- 議長（中村安雄君）日程第5 管理者報告を行います。  
管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。  
管理者 松丸修久君。
- 管理者（松丸修久君）令和2年第1回組合議会定例会にあたり、管理者報告をさせていただきます。
- 初めに、今般の最大の懸案であります新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各市におかれましても小中学校等の休業や各施設の休館など、対応を余儀なくされているところでございます。茨城県においても感染経路が把握できない症例も出始めたことから、感染拡大防止に向け、さらなる対応が求められております。組合施設につきましては、3月31日までの対応として、温水プール・体育館・防災センターは休館、障害者支援施設は家族の面会、入所者の一時帰宅及び外出を自粛しております。
- また、地域交流センターは、3月7日から全館休館としておりましたが、本日から全館営業をしております。なお、ごみ処理施設は通常運営をしております。
- 広域消防では、3月5日に新型コロナウイルス対策検討委員会を開催、同日中に緊急対策本部に移行し、関係機関と連携しつつ業務継続計画に基づき感染症対策に取り組んでおります。今後も感染状況を注視し、国・県等の対応と連携し、感染拡大防止及び拡大時の対応に向け適切に対処してまいります。
- 次に、諸般の事務事業についてご報告いたします。
- まず、常総環境センターについては、平成24年8月の稼働から7年8箇月が経過するところでございますが、令和3年3月で第2期の長期包括運営管理委託が終了することから、第3期の運営管理委託についてコンサルタントの支援を受け、令和2年度中の契約締結を目指すものです。
- ごみの総搬入量は2月末までで、65,167トン、前年度と比較して、751トンの増加であります。ごみ焼却施設では、来年度の法定点検による14日間の運転停止時の受入体制を整えるため、稼働率99%と高い状況で運転しております。このことから、ごみの発生抑制と減量化を構成市と共に住民、事業所に対し、積極的にPRしてまいります。
- 施設排ガス等の環境測定結果については、ダイオキシン類が国の基準値1ナノグラムに対し、0.00095ナノグラムで、その他の排ガス等についても、いずれも国の基準値を大きく下回る数値で、安全な運転を継続しております。
- また、ごみの焼却による発電は、発電能力3,000キロワットで月平均89%の発電率を維持しており、電気料の大幅な節約となっております。
- 次に、資源物のペットボトルとプラスチック容器包装の分別状況については、2月末現在の資源化率は、ペットボトルが73.6%、前年度より3.4%増、プラスチック容器包装が41.8%

で前年度より 4.8%の増であります。今後とも家庭での分別の徹底と品質の向上をお願いし、資源化率の向上とごみの排出量を減らすことが、運営管理委託料の減額にもつながることを PR してまいります。

次に、指定廃棄物一時保管につきましては、保管場所周辺の放射線量率は、平均 0.09 マイクロシーベルトで、国の基準 0.23 マイクロシーベルトを下回る数値であり、今後も地域の皆様の安心・安全を第一に保管状況の監視を続けてまいります。

焼却灰等の最終処分については、県内 2 箇所、県外 2 箇所の 4 箇所の処分場に分散し処分をお願いしております。最終処分場の整備については、平成 25 年度の最終処分場検討会の報告から複数の候補地を選定し比較検討を行うとしており、自区内処理の原則を踏まえ、経済状況も勘案し検討してまいります。また、熔融スラグについては、再生加熱アスファルト、再生コンクリート製品として有効利用を推進し、最終処分量削減を図るものです。

次に、常総運動公園関係では、2 月末までの総利用者数は、19 万 709 人で、前年度と比較して、7,938 人、4.3%の増であります。公園施設につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、施設の健全度が低く緊急度の高い施設・需要の高い施設を優先に施設利用者の安心・安全の確保を図るため、今後、数年間にわたり計画的な施設改修を実施させていただきたいと考えております。

次に、常総広域地域交流センターいこいの郷常総につきましては、指定管理者による管理運営を行っており、2 月末までの総利用者数は、11 万 4,807 人、前年度と比較して 1.4%の増であります。温浴施設と健康増進施設の利用者数は回復基調に至っておりませんが、宿泊利用者数は企業研修の受入れ等により 13.2%増となりました。多様化する利用者ニーズに対応し、いかに集客できるかを組合も連携して取り組んでまいります。

次に、障害者支援施設、常総ふれあいの杜につきましては、常時介護を必要とする身体障がい者、知的障がい者が入所しながら機能訓練活動、創作活動及び生産活動を行う住まいの場と日中活動の場を合わせ持つ入所施設として、指定管理者により入所者、その家族との信頼関係を築き安定した管理運営をしております。

開所から 13 年目を迎え、設備等の劣化が進行していることから、重度の障がい者が入所する施設であることを踏まえ、令和 2 年度は、空調設備、特殊浴槽の更新、以降も計画的な改修を実施させていただきたいと考えております。

2 月末の入所者数は、56 名、4 部屋のショートステイは、延べ 896 日、稼働率は 66.9%、延べ 291 件の利用があり、デイサービスの延べ利用人数は、15,544 人であります。

次に、広域消防の運営状況についてご報告いたします。

消防事業については、3 署 5 出張所、再任用 12 名を含む 261 名体制で消防力の充実強化を図り、住民の生命、財産を守るため、消防・救急業務を実施しております。

なお、広域管内の 2 月末までの火災出動件数は 56 件、前年度と比較して、5 件の増。救助出動件数は 127 件で、前年度と比較して、22 件の増となります。救急出動件数は、前年度と比較して、190 件減の 5,579 件となっております。本部指揮隊の出場件数は、390 件で前年度と比較して 112 件の増であります。

次に、より効果的・効率的な消防体制の運用並びに圏域内の消防力の強化を図るため、平成 30 年度に消防力適正配置検討委員会を設置、同委員会からの答申を踏まえ、今年度、組合消防基本計画を改定いたしました。また、今年度、消防基本計画に基づき、施設等の維持管理の基本方針である消防本部総合管理計画の改定を行い、消防施設個別計画を令和 2 年度中のできるだけ早い時期に策定し、計画的かつ適切な維持管理を推進することで中長期的なコスト削減に努めてまいります。

最後に、施設装備関係では、今年度、消防本部の変電設備、非常用発電設備の更新工事を実施し、防災拠点施設としての機能維持を図るとともに、女性消防職員の職場環境整備のた

めの水海道消防署改修工事を行っております。今後も女性が働きやすい職場環境づくりのため、守谷消防署及びつくばみらい消防署の整備を順次進めてまいります。

また、車齢 20 年以上を経過しポンプ性能が低下した水槽付き消防ポンプ自動車、同じく 27 年以上が経過した梯子付き消防自動車、さらには走行距離 20 万キロメートルを超える救急自動車の更新を計画し、消防装備力の維持・強化を図ってまいります。

以上、諸般の状況を申し上げ、管理者報告とさせていただきます。

○議長（中村安雄君）以上で管理者報告を終わります。

---

日程第 6 議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（中村安雄君）日程第 6 議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い引用する同法の条項番号を改め、合わせて関連する条項の整備を行うものです。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしく願いいたします。

○議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改



## 正する条例について

- 議長（中村安雄君）日程第7 議案第2号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

- 管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、当組合の給与条例についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものです。

主な内容は、若年層の給料表を行政職が平均0.1%、消防職が0.14%引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限と支給上限額を引き上げるなどするものです。

よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしく願いいたします。

- 議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第2号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 議長（中村安雄君）日程第8 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され地方公務員法が改正されたことを踏まえ、関係する条例を一括して改正する条例を制定するものです。

主な内容としては、地方公務員法第16条第1号に欠格条項として規定されている成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴う文言の整理等となります。この条例は、公布の日から施行するものです。

よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第4号 令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)について

○議長（中村安雄君）日程第9 議案第4号 令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出総額63億5,884万4千円とするものです。

歳入では、組合債の消防債を減額するものです。

歳出では、人事院勧告に基づく勤勉手当 0.05 月増により総務費及び土木費を増額、消防本部非常電源更新及び水海道消防署改修事業に係る入札により消防費を減額し、合わせて、繰越明許費を変更するものであります。

よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第 4 号 令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 5 号 令和 2 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

○議長（中村安雄君）日程第 10 議案第 5 号 令和 2 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案理由を申し上げます。

令和 2 年度一般会計予算は、歳入歳出総額 65 億 9,281 万 8 千円で、前年度と比較して、3 億 7,671 万 1 千円、6.1%の増額であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金が衛生費及び消防費等の増額により 3.4%の増加、組合債が消防車両購入事業等により 43%の増加であります。

歳出の主なものは、民生費で、障害者支援施設空調設備更新事業により大幅の増加であります。衛生費で、法定定期検査実施等に伴う買電量の増による光熱水費の増加、物価変動費の増及び消費税率の引上げによる環境センターのごみ処理施設運営管理委託の増加等により、3.7%の増加であります。消防費は、職員 7 名増及びはしご付消防自動車購入事業等により、6.3%の増加であります。

よろしく、ご審議の上ご決議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務局より補足説明があります。

管理課長 瀬崎香代君。

○管理課長（瀬崎香代君）はい。補足説明をさせていただきます。

お手元の方に予算関係としまして、令和2年度一般会計予算書、資料1の予算算出基礎資料、資料2の予算参考資料、資料3の令和2年度一般会計予算総括表とございますので、こちらの方で予算の説明をさせていただきます。

まず、資料1の予算算出基礎資料をお願いいたします。こちらは、組合の歳入の8割を占めております負担金の算出基礎資料となります。

開いていただきまして1頁をお願いします。まず、関係団体からの負担金の名称ですが、令和元年度までは、市町村負担金としておりましたが、現在、組合関係団体に村がございませんので、令和2年度から、関係市町村負担金と名称を変更しましたので、よろしくお願ひいたします。1頁目は歳出款別の負担割合で、2頁は負担金の算定基礎となる人口、障害者支援施設入所者数で、3頁には、ごみ処理実績、消防署員数が記載されております。

次に4頁を飛ばしまして、5頁をお願いします。まず表の左手にあります、予算額Aが歳出款別の予算額で、凡例にありますように3段書きの上段の黒字が2年度の予算額、中段の青字が元年度、下段の赤字が比較となっております。一般事業分の予算額は下から3段目の小計欄の黒字で36億4千39万円、今年度と比較しまして1億9,912万8千円増額、その下の消防分は29億5,242万8千円で、1億7,758万3千円増額です。合計しまして、予算額は65億9,281万8千円で、3億7,671万1千円の増額となりました。歳入予算の国庫支出金、地方債、使用料及び手数料等は隣の特定期歳入控除額に計上しまして、その合計をBとしております。

歳出予算額から特定歳入控除額を差し引きました関係市町村負担金は、表の中央A引くBの欄で、一番下の合計欄の黒字になりますが、令和2年度の予算額は、54億9,099万5千円、今年度と比較しまして1億7,914万2千円の増額をお願いするものです。

補正予算第2号で、消防費について、5月に発生しました常総市坂手町火災における人件費等の一般財源不足分を、共通分の予備費から一時的に充用させていただいた3,311万円につきましては、令和元年度消防費精算分として計上しまして、共通分の負担金に影響しないように算出し、消防分の繰越金で清算しております。

続きまして予算の概要を、資料3の令和2年度一般会計予算総括表で説明させていただきます。表の説明ですが、左から款、項、目、内容、令和2年度予算額、元年度当初予算額、比較、右半分は2年度予算の主な増減理由となっております。

歳入の2款使用料及び手数料からご説明させていただきます。1項使用料の予算額は、3,176万7千円で、元年度と比較しまして31万1千円の減額です。主な理由は、1目総務使用料の防災センター使用料で、防災センターの耐火塗装改修工事実施に伴う6箇月間休館による減と3目土木使用料の温水プール使用料及び屋外プール使用料で、3箇年の利用実績による減の見込み、また、自由広場使用料で、照明改修工事の実施に伴い2箇月間使用中止にするため減額を見込むものです。

下に参りまして、2項手数料の予算額は、3億324万2千円で、367万円の増額です。増額の主なものは廃棄物処理手数料で、事業系ごみの搬入量は搬入実績を踏まえ、27トン減の12,946トンを見込む一方で、家庭系ごみの搬入量は粗大ごみの有料化以降、増加傾向にある

ため90トン増の1,090トンで見込むこと、また消費税率の増により増額を見込むものです。

3款の国庫支出金の予算額は、6,898万6千円で、元年度と比較しまして、5,571万6千円の増額です。内容につきましては歳出予算と合わせて説明させていただきます。バツ印が付いております財産収入は、前年度に車両2台を売り払ったことによるもので、皆減となっております。

4款繰越金の予算額は、2億1,080万円で、元年度と比較しまして、220万円の減額となります。共通分は1億6,820万7千円、消防分は4,259万3千円を見込んでおります。2頁をご覧ください。

5款諸収入の予算額は、5,922万8千円で、元年度と比較しまして、1,314万4千円の増額となります。収入の主なものは、1目雑入の中段でございます、容器包装リサイクル協会に係る拠出金で、予算額1,573万2千円を計上しております。こちらの、有償入札に係る拠出金はペットボトルが有償で引き取られていることによるもので、引渡し量37トン増及び引き取り単価の増により229万2千円増額を見込むものです。下に参りまして、民間団体助成金は、自由広場照明改修事業の財源として、スポーツ振興くじ助成金946万4千円を計上し増額となるものです。

下に参りまして6款の組合債は、4億2,780万円で、元年度と比較しまして、1億2,860万円の増額です。こちらも歳出予算と合わせて説明させていただきます。歳入につきましては、以上になります。

続きまして、3頁をご覧ください。歳出につきましては各所属からご説明いたします。まず、管理課所管からご説明させていただきます。

1款の議会費の予算額は90万6千円で、元年度と比較して、3万6千円の増額です。特別旅費を計上しまして。バスを借りて日帰りで、執行部合同で先進地視察として、千葉県の最終処分場の視察を予定しております。

2款総務費1項1目一般管理費の予算額は1億24万4千円で、元年度と比較しまして、530万7千円の減額です。減額の主なものは、節番号にバツ印がついております公有財産購入費で今年度、管理課入口の守谷市所有地の購入費用1,076万9千円を計上しましたので、皆減となっております。一方で増額の主なものは、人件費で、再任用職員1名増、再任用短時間勤務職員1名減による増額。また、人事異動等により、給料、職員手当等、共済費、合わせまして610万1千円の増額となります。

2目の職員共同研修費の予算額は、553万8千円で、139万1千円の増額です。こちらが関係団体の職員を対象に実施しております研修で、新規採用職員課程研修と第一部職員課程研修の1日目は構成市から講師を派遣していただいておりますが、法令関係の講師が少なく構成市からも職員派遣が難しいとの意見がございましたので、第一部職員課程研修の法令実務について外部委託といたしました。また、受講者数増による研修回数の増、見積額の増により研修等運営委託料で121万6千円増額となっております。

下に参りまして、2項1目の防災センター費をご覧ください。予算額は2,680万6千円で、元年度と比較しまして、1,797万円増額となります。増額の主なものは、13節委託料と15節工事請負費で、こちらは耐火塗装改修工事を実施するもので、資料2の予算参考資料をお願いいたします。参考資料の16頁をご覧ください。現況写真にありますように、経年劣化により耐火塗装が剥離し耐火性能が低下しているため、屋内外の鉄骨部の既存の耐火塗装を剥離し、再塗装をするものです。事業費は、設計監理費を含め1,843万6千円で、財源は交付税措置30%、充当率75%の防災対策事業債を活用し1,380万円を借入れ予定です。

この工事に伴いまして、6箇月ほど防災センターは休館といたしますので、平常駐している利根川水系県南水防事務組合につきましては、取手市の櫛木消防署に移設を予定しております。A3判の資料3に戻りますが、19節負担金補助及び交付金で、仮事務所経費負担

金を計上し増額となっております。

下に参りまして、3項1目の監査委員費は21万4千円で元年度と同額となっております。

次の4頁をお願いします。7款公債費の予算額は11億9,551万2千円で、1,351万8千円増額です。元金で2,559万1千円増額、利子で1,207万3千円減額となります。

8款予備費は経常分歳出予算の0.5%としまして、共通分で1,200万円、消防分1,400万円を計上するものです。管理課所管は以上でございます。

○議長（中村安雄君）環境センター所長 稲川光一君。

○環境センター所長（稲川光一君）はい。続きまして、衛生費の説明をさせていただきます。

総括表4頁の4款、衛生費の予算額は、19億6,138万3千円で、6,962万3千円の増額です。1項1目の環境センター費の主な内容は、人件費では、2節から4節の合計で職員7名の人件費、5,549万2千円、1,440万1千円の減額で、職員1名減による減額、定年退職予定者1名減による退職手当負担金の減額です。

11節需用費では、1億2,304万4千円、3,004万7千円の増額です。主な内容は、光熱水費では、3,377万円の増額、電気料で、基本料金見積の増額、及び電気事業法の規定に基づき、蒸気タービンの4年毎の法定検査を実施する計画に基づき買電増による3,386万1千円の増額です。修繕料では、前年度、食品リサイクル堆肥化施設守谷事業所テント倉庫屋根修繕を実施したことにより、3百53万1千円の減額です。

続きまして13節委託料ですが、17億4,961万8千円、3,990万9千円の増額です。主な内容は、委託料の内、ごみ処理施設運営管理は、資料2 予算参考資料の22頁をご覧ください。中段(4)の部分が算出方法となっております。契約に基づく基準委託料は、年額13億720万円でAとし、資源物売払は、運営事業者の収入とし、委託料から差し引くもので、基準資源物売払額は、8,000万円でBとしております。物価変動による見直しにより、燃料費、薬品類が下落しましたが、人件費維持管理費が上昇したことにより、総じて3,310万4,800円増額となりまして、こちらをCとします。ごみ量変動費は、ごみ量に応じて変動する燃料費、薬品類について実際のごみ搬入量と物価指数で見直すもので、こちらを241万7,765円と見込みましてDとします。

資源物売払につきましては、基準資源物売払額Bと実際の売払額で清算するものですが、金属類の売払単価が下落の傾向にあるため、売払額を5千万円と見込み、Bとの差額が3千万円でEとし、合計して消費税込で14億2,199万4,821円となっております。

資料3、4頁、運転管理委託料に戻っていただいて、昨年度と比べごみ処理施設運営管理委託では、物価変動費で2,513万3千円の増、ごみ量変動費で41万6千円の減、消費税増により1,222万円の増額、合計で、3,693万7千円の増額となります。下に参りまして、食品リサイクル堆肥化施設運転管理委託、守谷事業所では昨年度に分別器のオーバーホールを実施、燃料単価値下がり等により44万9千円の減、取手事業所では、主なものは昨年度にフォークリフト修理実施したことにより111万円の減、堆肥化施設運転管理委託としての予算額は1億619万円で昨年度より155万9千円の減額です。処分委託料では、537万2千円の増額です。処理計画により熔融スラグ等の処分料が31トンとなるとともにリスク分担による処分先の調整と消費税増により熔融スラグ等搬出処分委託料361万6千円の増、エコフロンティアかさまへの処分量118トン増による熔融スラグ等搬出運搬委託料65万1千円の増、新たに搬入不適の薬品の適正処分等による処理不適物搬出処分委託料125万円の増となります。分析委託料では139万4千円の増額、公害分析委託の人件費及び機器損料の上昇に伴う見積額増による増額であります。発注支援業務では、令和3年度からの長期包括運営管理委託契約締結に向けた支援業務を2箇年で実施しているもので、契約に基づき40万7千円の減額と

なります。植栽管理では198万3千円の減額、昨年度、旧第二清掃工場敷地内の樹木の選定実施による減額です。

工事請負費では皆減で224万7千円の減。健康増進法の改正に伴い、昨年度、屋外禁煙ブースを設置完了したことによる減額です。

19節、負担金、補助及び交付金では、2,364万5千円、1,648万3千円の増額、主なものは、米沢市への処分量350トン増による米沢市環境保全負担金45万5千円の増、下妻市への処分量337トン減による下妻市環境整備保全負担金10万1千円の減、敦賀市民間最終処分場行政代執行費用負担金で、行政代執行費用の内、敦賀市一般廃棄物負担の3分の2を搬入団体が排出者責任により、搬入量に応じて負担するもので、常総広域分として平成30年度までの確定分と令和元年度の水処理費用として1,617万7千円を計上し、増額となっております。

1項2目放射能対策費の予算額は、162万8千円で昨年度と同額です。予算の主なものは委託料で排ガス、排水、溶融スラグ等の放射性物質測定業務を実施いたしまして、財源といったしましては歳入として国からのモニタリング事業補助金を計上しております。以上になります。

○議長（中村安雄君）施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君）はい。5頁をご覧ください。施設課所管の事務事業の予算案につきまして、ご説明させていただきます。

2款総務費、1項3目地域交流センター費、予算額は2,931万9千円で、前年度と比較しまして296万7千円、11.3%増額であります。こちらは、いこいの郷常総の経費で、増額の主なものは需用費の消耗品費で温浴施設の24時間稼働の循環ポンプにつきまして設置から8年経過し、故障による停止となりますと温浴施設の営業に支障をきたすため予備として購入するもので、指定管理者との協定に基づき、30万円以上のものであるため組合負担となります。

光熱水費で、電気の基本料金見積額の増額及び環境センターの蒸気タービン定期検査に伴う買電量の増により161万1千円増の一方、下水道の使用実績から93万4千円の減で、差し引き68万2千円の増であります。光熱水費につきましては一旦組合で支出しまして、同額を指定管理者より雑入で徴収いたします。

続きまして、修繕料で設置から8年が経過します井戸ポンプの性能劣化による交換、また、ろ過装置の漏水等の修繕を予定しておりまして、280万1千円の増、前年度は、給水設備配管ラッキング修繕を計上しまして、差し引き171万円の増額であります。

続きまして、委託料の指定管理料で17万5千円増額、指定管理者からの事業計画に基づき計上しておりますが、消費税率の引上げによる影響額となります。税抜では前年度と同額であります。

続きまして、3款民生費、1項1目、障害者福祉費の予算額は9,053万3千円で、前年度と比較しまして8,724万1千円と大幅な増額であります。こちらは常総ふれあいの杜の経費であります。合わせまして、資料2の予算参考資料の19頁もお開きください。大きく増額となりました要因としまして、19頁の上段、③重点事業計画のア、空調設備更新事業分で、前年度から、組合負担での修繕も出始めておりまして、今年度も夏以降に冷媒漏れによる空調設備の不具合が複数箇所発生しております。また、部品によっては調達も困難になってきて

おります。重度の障害者が入所していることを踏まえまして、安心安全に生活できるよう、施設内の空調設備を更新するものでございます。共有スペースでは、現行のビル用マルチ更新といったしまして、入所個室につきましては家庭用エアコンを設置し個別に温度設定が行えるようにするものであります。設計監理委託料で671万円、工事請負費で7,648万3千円を計上しており、こちらは充当率80%の社会福祉施設整備事業債を活用する計画でございます。

さらに、備品購入費で、介護浴槽1台を計上しております。同頁の下半分をご覧ください。仰向けの状態で入浴できる特殊な浴槽であります。指定管理者におきまして、メーカーによる点検を実施しましたところ、当初計画していましたが令和3年度の更新まで使用可能な状態を維持するための必要な部品交換、修繕に高額な費用がかかることが判明いたしました。そのため、1年前倒しで更新するものであります。これまでは部品交換等の修繕は何度も実施しておりますが、1件当たり50万円未満であったため、指定管理者側で行ってまいりました。こちらにも、財源には充当率80%の社会福祉施設整備事業債を活用する計画でございます。

総括表に戻っていただきまして、5款土木費、1項1目、公園管理費の予算額は3億3,439万5千円で前年度と比較しまして2,094万8千円、6.7%の増額であります。主なものは、職員11名分の給料、職員手当、共済費の人件費で7,402万円、前年度から1名増であります。施設の老朽化に伴い修繕、補修箇所が増加していること、また、設備損傷の予防保全的な対策を講じられるよう、機械設備技師1名を採用するものです。また、施設管理係の再任用短時間勤務職員1名減によりまして、会計年度任用職員1名を補充する計画でございます。

続きまして、11節、需用費の光熱水費が使用実績による電気量の増、電気の基本料金の見積額増及び使用実績による下水道使用量の増によりまして、合わせて514万1千円の増額であります。一方、修繕料では、前年度までは屋外プールの安全確保のための経費を計上しておりましたが、今年度は、年々増加傾向であります公園施設全体の補修・修繕経費としての計上でありまして、差し引き、435万4千円の減額であります。

続きまして、委託料では、公園運営管理が令和元年度までの3箇年契約が終了となりまして、令和4年度に指定管理者での管理運営に移行する予定であるため、令和2年度と3年度の2箇年の運営委託、1年目の経費であります。前年度まで別発注の園内の植栽管理業務を含めたこと及び人件費の上昇、消費税率の引上げにより、2,022万1千円の増額となっております。点検整備では、毎年行っております、受変電発電設備、空調設備、第一種圧力容器、自動制御装置の点検におきまして、指摘のあった経年劣化等による部品交換を翌年度の整備内容に盛り込んでおります。今年度につきましては、前年度比較で195万2千円の減額であります。

次の設計監理委託料の増額及び工事請負費につきまして、別冊の資料2の予算参考資料でご説明させていただきます。26頁をお開きください。ウのスポーツセンター室内温水プール改修工事实設計。長寿命化計画に基づき健全度が低く緊急度の高い施設、需要の高い施設を優先に改修するもので、25年が経過しました室内温水プールは常時高温多湿、塩素使用の環境下で劣化の進行が早い状況でございます。突発的な設備故障、修繕が年々増加しております。また、公園総利用者数の4割を占めます最も需要のある施設でありますので、施設の延命化、安定したサービスの提供を図るため、令和3年度の改修工事に向け設計をするものでございます。予算は2,178万円、財源は、長寿命化計画に基づく改修のため、社会資本整



備総合交付金、対象事業費の2分の1充当、補助裏を充当率90%の公共事業等債、継ぎ足し単独分を充当率75%の一般事業債を活用する計画でございます。

続きまして、25頁の②のア、自由広場照明設備改修工事、こちらは職員が設計監理を行う予定であります。一部、外部に支援をいただくということで設計監理料49万5千円を計上しております。工事費につきましては2,983万2千円です。こちらは自由広場の人工芝生化によりまして、夜間の利用率も伸びておりますが、照度が不足しているため、照明設備を増設し、現在の平均照度30ルクスから150ルクス程度に引き上げるものでございます。サッカーコート2面のうち、フットサルコートラインの引いてある利用率の高い方の1面分となります。合わせまして、照明に併用しておりました街路灯を老朽化のため撤去するものでございます。財源につきましては、独立行政法人 日本スポーツセンター振興センター、  
t o t oの対象事業費の3分の2が助成されます助成金、一般事業債、充当率75%を活用する計画でございます。

続きまして、イのテニスコート照明設備増設工事、403万7千円。こちらは平成25年4月にテニスコートを改修した際、コート位置が変わりましたが、照明設備は既存のものままで投光部の角度調整のみの対応でありましたので、端のコートの照度が低い状態でございます。そのため、投光部を増設し照度を確保するもので、こちらは財源は一般財源のみでございます。前年度と比較しますと、工事請負費全体で1,584万6千円の減額でございます。

総括表の6頁に戻っていただきまして、18節、備品購入費の運動施設用品費でトランポリン1台を購入する予定でございます。こちらは、平成6年度のスポーツセンターオープンの際に揃えた競技用トランポリン2台ですが、これまで部分補修しながら使用しておりましたが、今後も安全に使用するには高額な修理費用がかかること、また、定期的に利用されていた団体の活動目的が小学生にトランポリンの楽しさを伝えることということから、既存のサイズを一回り小さくしまして、競技用でないものに更新する予定でございます。こちらは、昨年11月の世界トランポリン選手権、女子シンクロナイズドで金メダルを獲得しました高木裕美選手が幼少期にこのトランポリンで活動していました。また、現在4台のみの卓球台を利用者からの要望を踏まえまして、2台購入するものでございます。前年度は高額なホイルローダーの購入がありましたので、比較しますと、備品購入費で566万4千円の減額となります。

続きまして、19節の負担金、補助及び交付金は、令和4年度に運動公園の管理運営を指定管理者制度に移行するにあたりまして、構成市より当該業務に精通した職員の派遣をお願いするもので、派遣職員1名分の人件費を負担金として支払うものでございます。以上が、施設課所管の予算案であります。

○議長（中村安雄君） 消防長 石塚敦君。

○消防長（石塚敦君） はい。続きまして、最後に消防費につきましてご説明をさせていただきます。引き続き資料3、6頁をお願いいたします。6款消防費の予算額は、28億2,196万8千円で、前年度と比較しまして、1億6,682万4千円の増額となります。

1項1目の消防総務費では、24億530万円で、前年度と比較しまして、1億1,391万1千円の増額です。内容は、人件費で、給料、職員手当等、共済費をあわせまして22億1,248

万9千円となり消防総務費全体の92%を占め、前年度との比較としましては6,394万8千円の増額です。理由としましては、職員6名退職、10名の採用、再任用職員1名増、再任用短時間勤務職員2名増により、前年度より7名増の269名となり、給料、期末・勤勉手当、共済組合負担金などが増額となります。また、支給率を1ポイント増の5%とすることによる地域手当の増、支給月数0.05月分引上げ等によります勤勉手当の増、常勤職員4名増及び定年退職予定者4名増による退職手当負担金の増、また職員増及び負担率の引上げによる共済組合負担金が増額となります。職員の増員につきましては、令和2年度にいばらき消防指令センター派遣職員4名のうち1名を経験者である再任用職員での派遣計画をしていること、また、出張所としては管内で救急件数等消防需要が一番多い南守谷出張所を消防基本計画に基づき、現在の乗り換え運用から2隊同時に出場出来る体制にすることによるものです。一方で、対象親族数減の見込による扶養手当の減、及び祝日の4日減により休日勤務手当が減額となっております。

続きまして委託料では、令和2年度に見直し策定する消防本部総合管理計画に基づきまして、施設ごとに具体的な管理方針を示すための個別計画策定委託料の計上による684万2千円の増額です。

次に18節の備品購入費、19節の負担金補助及び交付金、さらに、頁をめくっていただいで次の7頁になります2目の消防施設費の増額につきましては、資料2の予算参考資料にてご説明させていただきます。資料2の28頁中段にありますウをご覧ください。機械器具費としまして、NBCR災害対応資器材購入費用を計上しました。初めに、表最下段点線で囲った注釈をご覧ください。NBCRと申しますのは、核物質ニュークリアのN、生物剤バイオリジカルのB、化学剤ケミカルのC、放射性物質ラジオロジカルのRでして、各種災害のイニシャルを取ったもので、テロを含む特殊災害の総称となっております。右に目を移していただいで、ご覧いただいでおります黄色い服が化学防護服のイメージ図となります。内部を空気で膨らませることで外部からの剤の混入を防ぐ仕様となっております。29頁上段が除染テント、除染シャワーのイメージ図でございます。このテントは、暴露した要救助者を温水等で除染する機材です。

なお、これらの資機材を更新するにあたりまして、財源といたしましては、過日延期が発表されましたが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技における、消防・救急体制整備補助金として、現時点で補助率2分の1の380万5千円の補助を受けて対応するものです。

次に中段に記載のありますのは、19節、負担金、補助及び交付金の負担金に関連する主な増額事業でございます。いばらき消防指令センターが開設され5年が経過し、さらに、コンピューター系の耐用年数が概ね5年であることから、令和2年度より3箇年で行うコンピューター機器更新事業を実施するもので、3,470万円の増額となっております。なお指令センター負担金として増額となる3,499万9千円のうちコンピューター更新事業費3,366万9千円の財源としましては、令和2年度は緊急防災・減災事業債充当率100%、交付税措置70%を活用し、令和3・4年度は充当率90%、交付税措置30%の防災対策事業債の活用を計画しているところであります。

続きまして、2目の消防施設費で、守谷消防署の改修を計画しております。まず庁舎につきましては女性消防職員の採用に対応するため、令和2年度に実施設計、令和3年度に工事を実施するもので、2年度は実施設計委託料972万4千円を計上し、充当率75%の消防防災施設整備事業債720万円を借入れる予定です。

また、次の30頁をお願いします。守谷消防署では高圧ガス充填機の老朽化によるコンプレッサー室の更新及び車庫の雨漏り、一部漏電に対処するための防水及び照明器具の更新工事を計上しております。設計監理費を含め事業費は2,396万9千円で、充当率75%の消防防災施設整備事業債を活用し1,790万円を借入れ予定です。

次に車両更新としまして、守谷消防署配備のはしご付き消防自動車2億4,242万9千円を計上いたしました。表中段にはしご車のイメージ図と財源内訳を添付させていただいております。導入後27年を経過し、主要はしご部分の部品調達に加え母体である自動車部分の部品調達も困難な状況であり、さらに消防車両の更新の目安である20年を経過していることから、はしご車両の更新を図るものでございます。なお、更新車両の主な特徴としましては、より要救助者に負担をかけずに救出することが出来る先端屈折型とし、また、従来装備してあったポンプ機能を外し、購入金額を下げた仕様を計画しております。財源の内訳としましては、緊急消防援助隊登録予定車両として、緊急消防援助隊設備整備費補助金を申請し、補助率は基準額の2分の1、その補助裏を消防防災施設整備事業債充当率90%で予定し計画するものでございます。続きまして下の段には、導入後23年を経過する東部出張所の水槽付き消防ポンプ自動車、頁を介していただきまして31頁には走行距離20万キロメートルを超えている水海道消防署の救急自動車の各更新車両のイメージ図及び財源内訳を掲載いたしました。両車両とも財源につきましては、補助金相当額分を施設整備事業債一般財源化分として起債し、残りを起債充当率90%の消防防災施設整備事業債で計画しております。なお、施設整備事業債一般財源化分は交付税措置70%となっております。

消防費につきましては以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村安雄君）以上で補足説明が終わりました。会議も長くなりましたので、ここで暫時休憩といたします。

（午後4時35分休憩 ・ 午後4時41分開議）

○議長（中村安雄君）休憩前に復し会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番 関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。予算書7頁、オリンピックの延期によって補助金の内容は変わらないのですか。二つめは、予算書の9頁ですが、組合債の今後の償還を考えたときに、見通しはどうか。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。

消防長 石塚 敦君。

○消防長（石塚 敦君）はい。関戸議員の質問にお答えいたします。オリンピック、パラリンピックの補助事業につきましては、昨日、県の方から連絡がございました。一時的に申請手続きは一旦停止になっておりますが、年度内には復活する可能性を含んでおりました。なぜかといいますと、今回、オリンピック、パラリンピックは、中止ではなく延期とされていること。それと、内容的には削減する必要はないということ。それと、県知事からの発表がありましたように鹿島サッカースタジアムでの対応についても引き続き協力を要請されましたということから、補助事業につきましては、今年末、又は年明け位の申請という形になると思います。想定理由としましては、これらの資機材を発注して出来上がるまで3、4箇月かかります。逆算いたしまして、オリンピックの開催時期に間に合うようにするには、年度内

の手続きをしていくのが妥当なのではないかと考えております。

○議長（中村安雄君） 管理課長補佐 酒井義男君。

○管理課長補佐（酒井義男君） はい。関戸議員の質問にお答えいたします。今後の償還の見通しということでございますが、令和2年度の予算といたしまして、公債費、約12億円の償還を計上させていただいております。10箇年の見通しといたしましては、現在、ごみ処理施設の建設事業に伴う借入金の償還が令和7年度まで毎年、約9億5千万円の償還でございます。このため、令和8年度以降は償還が順次減少していくものですので、公債費としても順次減少していく見込みでございます。

○4番（関戸勇君） はい、議長。

○議長（中村安雄君） 4番 関戸勇君。

○4番（関戸勇君） 予算書の13頁、防災センターです。20年近く前、阪神大震災の後、防災センターで防災講演会に防災システム研究所の山村さんを招いてセミナーがありました。これが、非常に大きな役割を果たしまして、各自主防災組織から参加いたしました皆さんが本気になって対応を考えるようになりました。近年、台風、豪雨が頻発するという状況のなかで、大変大事な役割を持つのかなと思っております。ハザードマップなどを活用した研修や直下型地震などを想定した研修などの計画があるのか伺いたい。

○議長（中村安雄君） 答弁を求めます。

管理課長 瀬崎香代君。

○管理課長（瀬崎香代君） はい。防災センターでは隔年で、自主防災組織の方を対象に、防災講演会と防災シンポジウムを開催しております。

今年度は防災科学技術研究所から講師を派遣していただいて、災害リスクと地域協働の防災活動をテーマに防災講演会を開催いたしました。防災組織関係者71名の方に参加いただきました。今回の講演では、敵を知って正しく恐れるということで、ハザードマップや土砂災害危険箇所等国交省の資料を基に、現実的に自分たちが住んでいる地域で起こりうる問題を知り、必要な対策を考え、真に必要な防災活動に結び付けるという内容でございました。

来年度は防災シンポジウムを開催予定で自主防災組織のリーダーの方をパネリストに、各組織で取り組んでいることや課題などについてパネルディスカッションをしていただく予定でございます。

○4番（関戸勇君） はい、議長。

○議長（中村安雄君） 4番 関戸勇君。

○4番（関戸勇君） はい。予算書の15頁。清掃費に関連してお伺いいたします。不燃ごみの回収袋ですが、高齢世帯や、単身世帯が増える中、不燃ごみの量が減少しています。分別をしっかりとやりますと、不燃ごみの袋が2週間、3週間に1回という状況が生まれてきます。また、ごみ分別をすることで、不燃ごみが更に少なくなります。高齢者の方から小さな袋を求める声をいただいておりますが、今年度以降対応することは可能ですか。

もう一つは、視覚障害者の方が手で触って、判断できる袋にできないかということです。視覚障害者の方から言われておりますが、不燃ごみの袋とプラごみ袋は視覚障害者の方が手で触っても見分けが付きません。どちらかの袋の縛る部分の隅をカットすることで判別できるようになります。ごみ袋の製造工程で形状を改善することなどは考えていないのか。

また、可燃ごみについては、破れ易い可燃ごみ袋を改善できないか。以前に比べ、可燃ごみ袋の強度が変わって破れ易くなり困るという声が寄せられています。

ごみ関連で最後に、リサイクル率の向上に関してですが、プラ容器・ペットボトルのリサイクル率向上のための取り組みについて、大手スーパーなどでも回収しているが、実態の把握はどのようになっているか。また、コンビニのごみ分別は、常総環境センターの分別とは、異なっているが、どのように働きかけているか。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。

環境センター所長 稲川光一君。

○環境センター所長（稲川光一君）はい。関戸議員の質問にお答えいたします。まず、不燃ごみの回収袋を2種類にできないかということでございますが、組合では、増え続けるごみの対処と危険ごみの持ち込みなどから構成4市と共に平成6年4月から統一指定ごみ袋制を導入しております。統一指定ごみ袋の変更についても、平成16年、統一ごみ指定ごみ袋の種類の変更、平成17年、ごみ袋の規格の追加、平成24年には、種類の変更と制定以来、大きいものだけでも3回程変更しています。当初、小袋もありましたが、需要が少なく改定した経緯があります。

常総広域圏内でも人口の減少や高齢化等の理由により、生活様式が変化する中、様々な圏域内住民の指定統一ごみ袋の規格に対する要望があると思われまます。現在の指定ごみ袋製造、卸し業者16社並びに、販売店のニーズも検討させていただくとともに、まずは、構成4市と協議を行いたいと考えています。

あわせて視覚障がい者の方に対する対応についても、隅をカットする方法、エンボス加工をする方法等、様々な区別方法が考えられますが、先程と同様に、まずは、コストを含め製造業者並びに構成4市と協議したいと考えています。

それと、破れやすい可燃ごみの袋を改善できないか。以前に比べ、可燃ごみの袋が弱いのではないかということですが、現在の常総広域での統一指定ごみ袋については、平成24年4月に現在のごみ種分別に合わせるとともに、当時のニーズに合わせ材質、厚さ、取っ手付き形状に変更等を行いました。材質につきましては、以降変更はしておりません。今年度は、2年毎の認可業者の更新の時期であります。その際にも、いずれもJIS日本産業規格、包装用ポリエチレンフィルムの品質強度以上であることが確認されております。袋ですので、鋭利なものは紙等で包んで出していただければと思います。又、工業製品でありますので、製造過程での不具合による不良品が発生し、出回った可能性もございますので、認可番号が袋に記載されておりますので、そのような際には、対応させていただきます。

リサイクル率の向上に関してですが、リサイクルの重要性を広く周知すべく、今年6月発行予定の広報紙じょうそう、常総環境センターふれあいデー等のイベントでの啓発ブースの設置、構成4市の新採職員研修課程でのカリキュラム項目、また圏域内、全小学4年生を対象とした社会科見学や自治会等の施設見学説明を中心に、ごみの減量、リサイクルの重要性を広くアピールさせていただいております。その他としては、取手市が主催している消費生活展参加や近年は外国人の方も多く圏域に住んでいるということで、外国語のごみの分け方、出し方についても構成市の衛生担当課と連携し検討を続けております。

スーパー、コンビニなどのごみの件ですが、事業活動に伴って排出されるものは、廃棄物

の処理及び清掃に関する法律において、事業者自らの責任において処理することが定められています。又、事業系一般廃棄物は、ごみ集積場に出せないことから、自ら市の一般廃棄物処理業の許可業者に持ち込むか、委託する必要があるとございます。再生可能な新聞紙、ダンボール、その他紙、ペットボトル、缶類、空きビン、古布、小型家電などは、資源物として、一般廃棄物処理業許可業者や資源回収業者へ依頼して処理することとなります。事業系一般廃棄物を事業者自ら常総環境センターに持ち込む場合、又、一般廃棄物処理業許可業者が持ち込む場合は、市の許可を得て持ち込まれることから、常総広域圏のごみの分別基準により搬入されることとなります。常総環境センターに搬入される事業系一般廃棄物の主なものは、可燃ごみで主に紙類が主なものとなっています。したがって、大きなスーパーとかは自ら行っているということとございます。

○4番（関戸勇君。）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番 関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。常総運動公園の予算に関連して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の施設を休館しているが、ここで働いている職員の処遇及び賃金などの減少への影響が出ていると伺っています。委託業者への対策はどのようになっているのか。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。

施設課長 樋口 博君。

○施設課長（樋口 博君）はい。関戸議員の質問にお答えいたします。常総運動公園の運営管理につきましては、業者に委託をしております。近隣の体育施設の休館状況等を踏まえまして、当運動公園の屋内施設、体育館、温水プール、これらの施設につきましては、現在も休場としている状況でございます。その間、温水プールの監視員、受付員の業務が無くなっているということは事実でございます。管理者会におきまして、従業員に不利益にならないような対応をとらせていただくということで、承認をいただきまして、その代替業務としまして、日常清掃で行き届いていない部分の清掃、屋外での除草作業、運動用品保管庫内の整理等を行っていただいているところでございます。そのため、毎月、月払いでお支払いしている委託業者への委託料の額は変更しない方針で考えております。

○議長（中村安雄君）他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第5号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) 異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第5号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 多数)

○議長(中村安雄君) 起立、多数。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第6号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求  
ることについて

○議長(中村安雄君) 日程第11 議案第6号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任  
につき同意を求めることについて、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、赤羽直一君の退席を求めます。

(6番 赤羽直一君 退席)

○議長(中村安雄君) 提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者(松丸修久君) 提案理由を申し上げます。

常総地方広域市町村圏事務組合の議員選出の監査委員は、取手市の赤羽直一議員が選任さ  
れておりましたが、令和2年2月14日で任期満了となりました。

その後任を選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める  
ものでございます。

○議長(中村安雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第6号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることにつ  
いては、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は原案のとおり同意されました。  
赤羽直一君の入場を求めます。

(6番 赤羽直一君 着席)

---

日程第12 陳情第1号 常総運動公園室内温水プール使用料改善についての陳情

- 議長(中村安雄君) 日程第12 陳情第1号 常総運動公園室内温水プール使用料改善についての陳情について、を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 8番(長谷川信市君) はい、議長。

- 議長(中村安雄君) 8番、長谷川信市君。

- 8番(長谷川信市君) はい。今回の陳情第1号ですが、主に温水プールの65歳以上の割引、そして7月1日より実施するという内容だと思っておりますが、この案件に関しましては、昨年12月にも同等の内容の議案が出ております。そこで、前議員の渡辺秀一議員からのご質疑があったと思うのですが、65歳以上の割引という質疑がなされたと思っております。そこで、事務局からの回答といたしましては、今後、調査をしながら随時その内容に合わせて改正していくという内容でございました。今回の陳情内容につきまして、私たちが理解はできるということでもあります。12月に説明を受けた段階で議会としても原案を可決したという経緯もございますので、今回の陳情に関しては、趣旨は理解できるということで、趣旨採択ということを考えていただきたいと提案いたしまして、お諮りいただきたいと思っております。

- 議長(中村安雄君) ただ今、長谷川君から、陳情第1号を趣旨採択としたいとの申し出がありました。よろしいですか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長(中村安雄君) この動議は、1人以上の賛成者がありますので、会議規則第23条の規定により、成立いたしました。本動議につきましては、討論終結後、採決いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長(中村安雄君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。  
これより採決に入ります。  
本件につきましては、先ほど長谷川議員ほかから趣旨採択としたい旨の動議が提出されておりますので、最初に、こちらから採決いたします。この採決は起立によって行います。  
陳情第1号 常総運動公園室内温水プール使用料改善についての陳情について、を趣旨採



択することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

○議長（中村安雄君）起立、多数です。よって、陳情第1号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（中村安雄君）これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和2年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

---

閉 会 午後5時4分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中 村 安 雄

議 員 長谷川 信 市

議 員 赤 羽 直 一